

会報原稿

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に

パブリックコメントを提出

今年 2016 年 8 月 26 日中央教育審議会教育課程部会が「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」を公表しました。第 1 部「学習指導要領改訂の具体的な方向性」第 2 部「各学校段階、各教科における改訂の具体的な方向性」の 2 部構成からなり、300 ページを超える大部なものです。

内容を検討してみると、日本国憲法の本質にも反した問題の多いものであることがわかってきました。子どもの実態をとらえ、すべての子どもの全面発達をめざす方向とは真逆のものです。理事会で検討し、家教連から、パブリックコメント募集の際に下記のように意見を述べたことを報告します。(知識明子)

「家教連提出パブリックコメント」

●審議のまとめ「第一部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」に関して

1. 首相の私的諮問機関が出した9次の「提言」を取り入れ作成された学習指導要領は、教育基本法第 16 条にある「教育の政治からの独立」を踏みにじるものである。

今回のように首相の意向を反映させた学習指導要領作成の在り方を認めるなら、学校教育の政治からの独立性は危ういものになってしまう。戦前の学校教育の轍を踏むことになる。

2. 学習指導要領は、子どもや学校の現状を重視し、そこをスタートして施策としてきたのが、これまでの例である。2006 年 2 月 13 日に出された中教審初等中等教育課程部会の「審議経過報告」(現行教育課程)には「子どもの心と体の状況」の項が設定され、子どもの実態の一端が記述されている。

ところが、今回の「審議のまとめ」から、子どもの実態を読み取ることはできない。貧困化が進む中で、学力格差が広がり、不登校等の子どもたちは減少していないという実態を打開する方策は見えてこない。悉皆で行われている全国一斉学力テスト(全国学力・学習状況調査)と学習指導要領との関わりも明らかでない中で、多くの学校や教育委員会は全国一斉学力テスト競争に追い立てられている。このような学校や子どもをとりまく問題点への対応はないどころか「審議のまとめ」では、子どもを人材としてとらえた施策が出されている。

現行学習指導要領ももちろんのこと、これまでの学習指導要領で一番大切にしてきたのは子どもの人格を育て、伸ばすという視点だが、「審議のまとめ」には、これが抜けるという大きな欠陥もっている。審議のまとめ「第一部」にみられるものは、子どもの全面的な発達をめざす学習指導要領制定の方向性ととらえることができない内容である。

3. 戦後の学習指導要領が、何を目的に学校教育を進めるかを示した、いわば学習指導要領の神髄と

もいえる「総則」を180度違ったものにしようとしている。

これまでの学習指導要領「総則」では子どもたちの人格を育て、伸ばすための知、徳、体をバランスよく形成していくことが重視され、示されてきた。

ところが「審議のまとめ」で示そうとしている「総則」は、子どもの全面的な発達をめざすといったこれまでの戦後の学校教育の在り方を全面否定するものである。

「学力」が「資質・能力」に置き換えられたことから示されているように、子どもたちを人格の主体者としてとらえるのではなく、人材としてとらえていることである。

子どもたちは国のために学ぶのではない。学んだ結果が国のためになることはあっても、自分自身の人格の形成、心身の全体的発達をめざし、学んでいることを忘れてはならない。

4. 子どもを人材として設定しているため、学力をゆっくり獲得する子どもに対しての施策は現行学習指導要領と同じく「ふり返り学習」を設定する程度に対して、学力が高い子どもへの対策に力点が置かれている。

「審議のまとめ」にある各学校でのカリキュラム・マネジメントは、学力格差是正のカリキュラム・マネジメントでなく、それを肯定し、専ら、学力が高い子どもへの施策が主となっている。

国民が学校教育に望むのは、どの子にもわけへだてなく教育してほしいという憲法 26 条、および教育基本法第 5 条を実現する施策である。学習指導要領には、それを具体的な施策として設定することが求められている。

5. 学習指導要領告示まで、まだ間がある現在、すでに「審議のまとめ」で学習方法として設定されているアクティブ・ラーニングが、学校現場で学習の在り方として指定され、半ば強制されている実態が見られる。

これまでの学校教育での実践を振り返っても多くの教科等でアクティブ・ラーニングという名称ではなくても、子どもの学習活動を重視した実践はたくさん見ることができる。それは、子どもたちが自分の知りたいこと、学びたいことに基づいて、討議し、調査し、発表するといった学習活動である。

ところが、「審議のまとめ」でアクティブ・ラーニングという名称で言われているのは学習方法の形式化である。子どもの発想、学びたい要求、子どもの中から発する学びではなく、形式にあてはめられたもので、子どもたちが本当に学んでよかったというものでない。

このように学習指導要領で学習の在り方まで形式を強制することは、学習を統制したものにしようとしていると思われる。このようなやり方は、日本全国が画一的に統制下された戦前の学校教育の在り方につながる。

学校は、あるいはそれを支え、進める教師は何者からも強制されず、目の前の子どもの実態からすすめて、子どもたちが心底から学んでよかったという教育を望んでいる。「審議のまとめ」から読み取れるのはこれと真逆のもので、私たちは全面撤回を求める。

●第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

2、各教科・科目等の内容の見直し

(10) 家庭、技術・家庭に関して

1. 現行学習指導要領小中高の「家庭科の目標」にある「生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得」がどこにも見当たらない。家庭分野で育成する資質・能力としてあげられているのは「生活の営みに係る見方・考え方」(P. 225)である。生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得なくして、生活の営みに係る見方や考え方を生み出すことはできない。

また「生活の中から問題を見出して課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて生活を工夫し創造しようとする態度を育成することを目標とする」(P224)ならば、「生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得」は欠かせず、学校段階に応じて設定すべきである。

2. 「現行学習指導要領の成果と課題」(P224)において、現行学習指導要領の課題として「家庭や地域の教育力の低下」「家族の一員として協力することへの関心が低い」「家庭での実践や社会に参画することが十分ではない」等が挙げられている。また、「教育内容の見直し」(P227)であげられている「家族の一員として家庭の仕事に協力する」は現行の学習指導要領には見られない記述である。現行学習指導要領では小中高ともに「開かれた個」が大事にされ、多くの学校が行っている家庭での家事労働体験では、ことさらに「家族の一員だから」という強調は行われていない。

小中学校家庭科の現行学習指導要領「解説」では「自己と家庭、家庭と社会のつながり」で、「自立的に生きる基礎を培う」とある。子どもたちは確かに家族の一員に違いないが、現行学習指導要領では、「自己の自立に向けて」の学習に重点が置かれているのに、なぜ、「家族の一員として協力することへの関心が低い」をことさらに取り上げなければならないのか疑問である。

「社会への参画が十分でない」とあるが、小中高家庭科の授業を通して保育所、幼稚園等での育児体験、高齢者への介護体験や触れ合い等、多くの学校が時間をやりくりして、実践している実態をどうみているのか。その評価が行われていないのは解せない。

「社会への参画」を行うためには小中高高校生が、発達段階に応じて、家族、家庭、地域社会での生活について、現状の問題点を知ること重点が置かれなければならない。

3. 「家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること」を「生活の営みに係る見方・考え方」(p. 224)と設定しているが、これらの「見方・考え方」を「これこれだ」と指定、限定して示すのか。

現在では家族も生活も多様化する中で、「これこれ」が「見方・考え方」と指定することは誰にもできない。また、指定すること自体が画一的な、ステレオタイプの生活を示すことになり、子どもたち

は、自分の現実とは違うと受け入れることはできない。

4. 「教育課程の示し方の改善」(P. 225) であげられている学習過程は、PDCAサイクルを示したに過ぎない。評価もここにおくということだが、学習過程をすべてPDCAとして括る画一的な学習に子どもたちは関心を示さなくなるのは目に見えている。

5. 小中高家庭科全般にわたり、実践重視が目につく。それは本文1、であげた「生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得」が設定されてないことによる。

「教材や教育環境の充実」(P. 229) では指導の充実に「幼稚園や保育所等、高齢者施設、消費者センター」等との連携があげられ、現行教育課程より一層の体験活動重視になっている。

6. 「主体的・対話的で深い学び」(P. 228) で「主体的な学びとは、現在及び生涯を見通した生活の課題」に取り組むとあるが、現状の生活にある問題点を深く知る学習、問題点の解決の方向を学ぶことを行わなければ、自助が強調される中で「自己責任」を問われる学習になりかねない。

18歳選挙権も見据え、「生活の科学的な理解、課題を解決する力」を持って問題の原因を探り、社会に発信し共に社会をつくっていく学習をこそ大切にしたい。また、真にグローバルな資質を育てるのであれば、「日本の生活文化の大切さ」のみを強調するのではなく、異なる生活文化についても共鳴する学習も必要があるのではないか。

7. 家庭科の授業時間数は減少したままであり十分な学習ができるとはいえない。特に中学校では非常勤講師の割合が高く調理実習さえ行えない学校もある。「普段の生活や社会に出て役立つ、将来生きていく上で重要」(P. 224) と評価するなら、家庭科教育の条件整備について検討していただきたい。